

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市犯罪被害者等支援条例(案)	担当課	市民安全課
-----	------------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第3条(基本理念)		
ご意見	条例案第3条で基本理念が規定されていますが、さらに一步踏み込んで個人情報の取扱いの配慮を加え、次のとおり変更することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに配慮し、二次被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮し、迅速かつ的確に行われなければならない。</u>		
対応区分	記載済		
市の考え方	個人情報の取扱いについては、第3条の「基本理念」ではなく、施策の基本的な事項として、第10条の「安全の確保」において記載していることから、原案のままいたします。 犯罪被害者等の支援に当たっては、個人情報を適切に管理し、本人に不利益が生じないように努めてまいります。		

No.2	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第3条(基本理念)		
ご意見	条例案第2条(3)(4)(5)に市民等、事業者等、関係機関等の定義が規定されているところ、本条には関係機関等との連携が規定されていません。市の責務第4条第2項の「関係機関等と連携し、」の規定とは別に基本理念として、次のとおり第4項を追加することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、市、関係機関等、市民及び事業者等が相互に連携し、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</u>		
対応区分	反映しない		
市の考え方	犯罪被害者等の支援に当たっては、第4条の「市の責務」において「関係機関等と連携を図る」としてありますが、市民や事業者と連携することは想定していないことから、原案のままいたします。 市民や事業者については、第5条の「市民の責務」及び第6条の「事業者の責務」において、「連携」ではなく、市の施策への「協力」に努めることと規定しております。		

No.3	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第4条(市の責務)
ご意見	条例案第1項では「市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。」とありますが、「各種施策を総合的に推進するものとする。」というだけの規定では、従来の縦割りの行政サービスを推進するものと解されます。従来の縦割りの行政サービスは犯罪被害者等に必ずしも特化したものではないため、犯罪被害に遭い自分ではどうしたらよいか分からないという状態での犯罪被害者等が申請自体をためらったり優先的に支援を受けられなくなったりするおそれがあります。そうしたことがないように、横断的な連携を可能にすることが必要であります。 さらに支援を受けるための要件や申請手続き等に関して新たに施策を策定し、その施策を実施することによりはじめて被害者支援の効果をあげることができると思われます。そうした趣旨を明らかにするため、次のとおり変更することについてご検討いただけるようお願いいたします。 <u>「市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。」</u>
対応区分	記載済
市の考え方	市は、犯罪被害者等の支援に限らず、施策の推進に当たっては、組織内の関係部署と連携を図りながら実施していることは言うまでもありませんが、第4条「市の責務」の逐条解説の中で、そのように解釈できるよう説明を追加いたします。 また、第7条の「相談及び情報の提供等」においては、総合窓口を設置し、関係機関等と連絡調整を行いながら、必要な情報の提供や助言を実施することとしているほか、第14条の「意見の反映」では、犯罪被害者等からの意見や要望を把握し、施策への反映に努めることとしていることから、原案のままいたします。

No.4	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第4条(市の責務)
ご意見	第2項は市の責務として「関係機関等と相互に連携を図るものとする。」と規定していますが、市の責務であるにも関わらず「相互」とすると関係機関等の責務も定めることになることから「相互」を削除して次のとおり変更することについて検討いただけるようお願いいたします。 <u>「市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と連絡調整を緊密に図るものとする。」</u>
対応区分	反映しない
市の考え方	ご指摘の第4条の「市は、関係機関等と相互に連携を図る」の「相互」は、それぞれの役割や立場を理解しながら「連携を図る」という意味であり、関係機関等の責務を定めることにはならないことから、原案のままいたしますが、逐条解説の中でそのように解釈できるよう説明を追加いたします。

No.5	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第8条(見舞金の支給)
ご意見	犯罪被害者等は第8条解釈のとおり経済的な負担が生じることが想定されます。第8条は見舞金支給のみの規定と解釈できます。一步踏み込んでその他経済的支援に関する情報の提供等を規定すること及び見出しの変更について検討いただけるようお願いいたします。 <u>「市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関と連携し、見舞金の支給等必要な経済的支援を行うように努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。」</u>
対応区分	記載済
市の考え方	経済的支援に関する情報の提供等については、第7条の「相談及び情報の提供等」の中で「必要な情報の提供及び助言を行う」としているほか、第13条の「市民及び事業者の理解の増進」において、「広報活動及び啓発活動を行う」と記載していることから、原案のままいたします。

No.6	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第9条(日常生活の支援及び配慮)
ご意見	条例案では「市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするために、犯罪被害者が置かれている状況に応じた生活支援、精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。」とありますが、「必要な生活上の支援…」という表現では具体的な支援施策が読み取りにくいので、具体例をあげて、次のとおり変更することについてご検討いただけるようお願いいたします。 「市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、家事又は介護を行う者の派遣、一時保育、教育を受けるために必要な支援及び精神的負担への配慮等、犯罪被害者等の状況に応じた、必要な生活上の支援を行うものとする。」
対応区分	反映しない
市の考え方	条例は、市の姿勢や考え方、施策の基本事項を示すものであり、具体的な支援施策を記載するものではないことから、原案のままいたします。 なお、具体的な支援施策については、第9条の逐条解説に記載しております。 また、今後、広報上越や市ホームページ等により広く周知してまいりたいと考えております。

No.7	ご意見の該当箇所： 条例(案) 第11条(居住の安定)
ご意見	条例案では「市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、市営住宅への入居における特別な配慮その他の必要な支援を行うものとする。」とありますが、被害者支援団体の経験からは、自宅で犯罪に遭い転居せざるを得なくなった犯罪被害者等は相当数おり、転居に要する費用に悩み困るケースがあります。これら犯罪被害者等に市営住宅の提供は当然ですが、行政として転居費用の支援の手を差し伸べることが必要であると考えられます。また、現時点での「上越市営住宅条例」及び「上越市営住宅条例施行規則」のいずれにおいても犯罪被害者等を優先的に入居させる規定がなく、解釈上も困難であると考えられます。本条例施行時に前述の条例について犯罪被害者等も優先的に入居できるように改正することについてご検討いただけますようお願いいたします。同時改正が難しい状況であるならば、第11条を次のとおり変更することについてご検討いただけるようお願いいたします。 「市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成、市営住宅の提供等市営住宅への入居における特別な配慮その他必要な支援を行うものとする。」
対応区分	反映しない
市の考え方	ご提案の「犯罪被害者等への転居費用の支援」につきましては、今後、被害者ニーズ等を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えていることから、原案のままいたします。 また、市営住宅等の提供に当たっては、市営住宅等の利用に必要な諸要件は問わず、目的外使用として位置付け、優先的に犯罪被害者等に対応するものであることから、「上越市営住宅条例」等の改正の必要はありませんが、逐条解説の中でそのように解釈できるよう説明を追加いたします。

No.8	ご意見の該当箇所： 条文追加
ご意見	犯罪被害者等のための施策を本条例施行後も計画的に推進させる必要があるものと考えられます。犯罪被害者等支援に関する計画の策定について次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>(犯罪被害者等支援に関する計画)</u> <u>第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために、犯罪被害者等支援に係る計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。</u> <u>2 計画は、次の事項について定めるものとする。</u> <u>(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な方針</u> <u>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項</u> <u>3 市は、計画を定め、又は変更するに当たっては、市民、事業者、犯罪被害者等及びその他の関係者の意見を十分に反映されるように努めるものとする。</u> <u>4 市は、計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</u> <u>5 市は、計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について定期的に公表するものとする。</u>
対応区分	反映しない
市の考え方	市では、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」に基づき、関係機関等及び市内部の関係部署と情報共有や連携を図りながら、犯罪被害者等に対する支援に取り組んでおります。 また、本条例の制定により、関係機関等との連携を一層強化し、総合的かつ重層的な支援を推進することとしており、市独自の計画を策定する考えはないことから、原案のままいたします。

No.9	ご意見の該当箇所： 条文追加
ご意見	犯罪被害者等は様々な要因で心理的外傷を負います。犯罪被害者等基本法第14条に「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定されており、犯罪被害者等の心理的外傷の回復に関する支援は国、地方公共団体の責務とされています。本条例案では第9条(日常生活の支援及び配慮)に「精神的負担への配慮」と規定されていますが、基本法の趣旨の支援が規定されていません。 次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>(心理的外傷からの回復に向けた支援)</u> <u>第11条 市は、犯罪等により受けた心理的外傷が早期に軽減し、又は回復することができるよう犯罪被害者等に対し、医療費の助成その他必要な支援を行うものとする。</u>
対応区分	記載済
市の考え方	ご意見の「心理的外傷の回復に関する支援」については、第9条の「日常生活の支援及び配慮」における「精神的負担への配慮その他の必要な支援」に包含していることから、原案のままいたしますが、逐条解説の中でそのように解釈できるよう説明を追加いたします。

No.10	ご意見の該当箇所： 条文追加
ご意見	犯罪被害者支援において最も重要なことは、いわゆる「縦割り」をなくし、犯罪被害者等が「たらい回し」にされないように犯罪被害者等の相談に多くの機関が連携し、ワンストップで対応できる支援体制を整備することが必要であると考えられます。第7条(相談及び情報の提供等)で「市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。」とありますが、相談窓口の設置及び関係機関相互のネットワークの構築等も含め一歩踏み込み、次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>(総合的支援体制の整備)</u> <u>第15条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるように総合的な支援体制を整備するものとする。</u>
対応区分	記載済
市の考え方	ご意見の「相談窓口の設置及び関係機関相互のネットワークの構築等」については、第7条において、「支援を総合的に行うための窓口を設置する」とこととしているほか、第4条において、「関係機関等と相互に連携を図る」とことと記載していることから、原案のままいたします。

No.11	ご意見の該当箇所： 条文追加
ご意見	被害者支援団体の支援活動は、電話相談、面接相談、裁判所等への付添い活動等多岐にわたり、中長期的に様々な犯罪被害者等に寄り添った支援活動を行っております。また、犯罪被害者等のニーズに寄り添った質の高い支援活動の充実を図るために、活動員の研修や養成の事業をしています。市におかれましても、今後ますます犯罪被害者等支援に係る人材育成の必要性が高まると考えられます。したがって市での総合窓口担当者等の人材育成につぎまして次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>(人材の育成)</u> <u>第16条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講じるものとする。</u>
対応区分	反映しない
市の考え方	市では、組織内において、犯罪被害者等支援の関係部署と情報共有・連携を図りながら、円滑かつ適切な支援体制を整えております。 また、総合窓口を担当する職員は、国・県が行う研修等に参加し、犯罪被害者等の支援に必要な知識の習得に取り組んでいることから、原案のままいたします。

No.12	ご意見の該当箇所： 条文追加
ご意見	犯罪被害者等支援は、行政機関、警察、弁護士会、医療機関、民間支援団体等多くの機関、団体が連携協力して初めて犯罪被害者等のニーズに応えた支援ができるものと考えます。その中で民間支援団体はボランティア支援員の善意によって支えられており、人的、財政的基盤が極めて脆弱な現状にあります。民間支援団体の果たす役割の重要性を考えると条例に民間支援団体への支援を明記することが適切であると思料いたします。これについて次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>(民間支援団体への支援)</u> <u>第17条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の推進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</u>
対応区分	反映しない
市の考え方	現時点において、民間支援団体に対する人的、財政的な支援は考えていないことから、原案のままいたしますが、民間支援団体を含む関係機関等との情報共有や連携を図りながら、円滑かつ適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

No.13	ご意見の該当箇所： 条文追加
ご意見	犯罪被害者等を支える地域社会を形成するには、学校教育は欠かせません。将来を担う子供たちに犯罪被害者等や命の大切さを学ばせることは、いじめ防止や犯罪抑止にもつながるほか、二次被害の防止や、被害児童や家族が被害にあった児童（以下「児童等」という。）への理解にもつながります。また、児童等への支援についても十分な配慮が必要であります。そうした趣旨を明らかにするために次のとおり規定することについてご検討いただけるようにお願いします。 <u>（学校における教育活動の推進と支援）</u> <u>第18条 市は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他必要な施策を講じるものとする。</u> <u>2 市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。</u>
対応区分	記載済
市の考え方	児童・生徒の教育活動については、第13条の「市民及び事業者の理解の増進」に包含しておりますが、逐条解説の中でそのように解釈できるよう説明を追加いたします。 今後、学校を通じた啓発チラシの配布や防犯教室などの機会において、犯罪被害者等の支援の重要性等について理解を深める取り組みを実施してまいりたいと考えております。 また、児童・生徒への配慮については、第3条の「基本理念」及び第5条の「市民の責務」において、児童・生徒に関わらず、犯罪被害者等のそれぞれの置かれている状況等を把握し、十分に配慮するよう努めることと記載していることから、原案のままといたします。